

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社電子事業部で電気部品の運搬業務等に従事していた。請求人によれば、平成○年○月○日に左肘部・腰部に疼痛等の自覚症状を自覚し、平成○年○月○日の作業中に更に悪化したとして、平成○年○月○日にB診療所に受診し、「左肘関節周囲炎、変形性筋性腰椎症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、平成○年○月○日にB診療所に受診し、本件傷病と診断されたが、同傷病は、自動車での貨物運送業務に従事したことにより発症したと主張するので、以下検討する。

- (1) 上肢痛や腰痛等の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、労災保険制度による保険給付の対象となる疾病は、その発症が業務との間に相当因果関係が認められることが必要であって、この場合の因果関係は、就労中に発症した等の単なる因果関係を意味するものではなく、業務がその発症に対して相対的に有力な原因であったとする相当因果関係が認められることが必要である。

上記のこと等から、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は、「上肢作業に基づく疾病の業務上外の認定基準について」（平成9年2月3日付け基発第65号）及び「業務上腰痛の認定基準等について」（昭和51年10月16日付け基発第750号）（以下「認定基準」という。認定基準の要旨は、決定書第2の1「判断の要件」のとおりである。）を策定しており、当審査会としてもこれを妥当なものとする。

- (2) そこで認定基準に照らし、本件についてみると、請求人が従事した作業内容は、積載量1トンのワゴン車を運転して、会社と取引先間の製品等の搬送や搬送品の積み降ろし作業であることが認められるが、同作業は認定基準に定める「上肢に過度の負担のかかる作業を主とする業務」や「腰部に過度の負担のかかる業務」の要件には該当しないものと判断する。

なお、請求人は、I D E C運搬重量データ（訂正版2）とそれを元に作成された作業量集計表は、全く信用に値しない資料である旨を主張し、また、平成○年○月○日付け報告書及び意見書において、「Y社への納品は、満車の状態で約300kgとなり、引き取りを加えると概算で約600kgとなる。月の

うち10日を満車で、残りの日を50%の稼働率で往復したとすると、積載量は約450キログラムとなり、このあたりが実感として納得できる貨物の取扱量と感じている。」と述べているが、同主張等を考慮しても、前記判断に変更はない。

(3) また、C医師は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、「左肘痛は内上顆の炎症性のものとする。原因として前腕屈筋回内筋の過度の使用であるが、作業内容は一日中同様の作業により生じたものではないことより、労務傷害のみとは考え難い。腰椎病変も加齢性変化に伴う腰椎4／5間の軽度のすべりがあり、これに伴う間欠性跛行の出現と考える。」と述べており、請求人が従事した作業内容等を勘案して、同医師の意見は妥当なものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、本件傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。